各　　位

平成 18 年 11 月 29 日

会 社 名　株式会社　江　戸　沢
代表者名　代表取締役社長　　越野 健太郎
（コード番号　7428　東証第二部）
問合せ先　経理部長　　朝倉　真
（TEL　054-283-1884）

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成１８年１１月２８日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成１８年１２月２２日開催予定の臨時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1.　定款変更の目的

（１）これまでのちゃんこ鍋に特化した経営から脱却し、他業態戦略を進めるにあたり、従来の当社に対する固定したイメージを払拭いたしたく、現商号を「株式会社江戸沢」から「株式会社グローバルアクト」に改めたく、現行定款第１条（商号）の変更を行うものであります。

（２）株式会社ジー・テイストとの資本提携によるシナジー効果を高めるため他業態への進出が可能になるよう、現行定款第２条（目的）に事業目的を追加するものであります。

（３）公告方法について、効果的かつ効率的な情報開示方法である電子公告制度を採用することとし、現行定款第４条（公告の方法）を変更するものであります。
なお、事故その他やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行うものといたします。

（４）平成 18 年５月１日付で、「会社法」（平成 17 年法律第 86 号）および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成 17 年法律第 87 号。以下「整備法」といいます。）等が施行されたことに伴い、当社現行定款につき、以下のとおり変更を行うものであります。

① 「会社法」第 189 条第２項の規定により、単元未満株式の権利を定めるため、変更案第 11 条に（単元未満株式の権利制限）を新設するものであります。

② 「会社法施行規則」第 94 条第１項および第 133 条第３項ならびに「会社計算規則」第 161 条第４項および第 162 条第４項の規定により、株主総会参考書類等をインターネットでの開示をすることにより株主に対して提供したものとみなすことが認められたことに伴い、変更案第 15 条に（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。

③ 「会社法」第 370 条の規定により、書面または電磁的方法による取締役会の決議を可能にし、取締役会をより機動的かつ効率的に運営するため、変更案第 26 条に（取締役会の決議の省略）を新設するものであります。

④ 法令の定める範囲内で、社外監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を現行定款第 29 条（監査役の責任免除）に追加するものであります。

⑤ 「整備法」により、定款に定めがあるとみなされた事項について、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く旨ならびに株券を発行する旨を定めるため、第４条ならびに第８条を新設するとともに、株主名簿管理人を置く旨を第１０条に定める等の変更を行うものであります。

⑥ その他会社法の施行に伴い、規定の整備、条文の加除に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

（５）当社の事業年度は「毎年１月１日から 12 月 31 日」といたしておりますが、平成 18 年 10 月 16 日に株式会社ジー・テイストの子会社となり、当該親会社の連結対象になったことに伴い、当該親会社と事業年度を統一させるため、これを「毎年４月１日から翌年３月 31 日」とするため、現行定款第 10 条（基準日）、第 10 条の９（期中転換又は一斉転換があった場合の取扱い）、第 11 条(招集の時期)、第 30 条（営業年度）、第 31 条（利益配当金）および第 32 条（中間配当）につき所要の変更を行い、あわせて当該変更に伴う経過措置を新たに設けるものであります。

（６）規定の新設および削除に伴う定数の変更および条文の整理、ならびに定款全般にわたり条数の表示および字句の修正を行おうとするものであります。

２.定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

３.日程

定款変更のための臨時株主総会開催日　　平成１８年１２月２２日（金曜日）
定款変更の効力発生日　　平成１８年１２月２２日（金曜日）

以　　上

（下線は変更部分を示します）

現行定款	変更案
第１章　総則	第１章　総則
第１条（商号） 当会社は、株式会社 江戸沢と称し、英文では、 ＥＤＯＳＡＷＡ ＣＯ．，ＬＴＤ．と表示する。	第１条（商号） 当会社は、株式会社 グローバルアクトと称し、英文では、Ｇｌｏｂａｌ Ａｃｔ Ｃｏ．，Ｌｔｄ．と表示する。
第２条（目的） 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 飲食店及び食品店の経営 (2) ちゃんこスープの製造、加工及び販売 (3) 不動産賃貸業 (4) コンピューター機器の販売 (5) コンピューター用ソフトウエアの開発及び販売 （新設） （新設） （新設） （新設） （新設） （新設） (6) 上記に附帯する一切の業務	第２条（目的） 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 飲食店および食品店の経営 (2) ちゃんこスープの製造、加工および販売 (3) 不動産の売買、賃貸、管理ならびにその斡旋 (4) コンピューター機器の販売 (5) コンピューター用ソフトウエアの開発および販売 (6) フランチャイズチェーンシステムによる学習塾の加盟店の募集および加盟店の指導育成ならびに学習塾の経営 (7) フランチャイズチェーンシステムによる飲食店の加盟店の募集および加盟店の指導育成 (8) 経営コンサルタント業務 (9) 建築の設計、管理、施工および関連業者の斡旋 (10) 建築請負業 (11) 広告宣伝の企画、製作ならびに販売 (12) 上記に附帯する一切の業務

第３条（本店の所在地） 当会社は、本店を静岡県静岡市に置く。	第３条（本店の所在地） （現行どおり）
（新設）	第４条（機関） 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1)取締役会 (2)監査役 (3)監査役会 (4)会計監査人
第４条（公告の方法） 当会社の公告は、日本経済新聞に掲載する。	第５条（公告方法） 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。
第２章　株式	第２章　株式
第５条（発行する株式の総数） 当会社の発行する株式の総数は、26,000,000 株とし、このうち 21,555,000 株は普通株式、4,445,000 株は A 種後配株式とする。但し、普通株式につき消却が行われた場合、又は A 種後配株式につき消却若しくは普通株式への転換が行われた場合には、それぞれこれに相当する株式数を減ずる。	第６条（発行可能株式総数） 当会社の発行可能株式総数は、26,000,000 株とし、このうち 21,555,000 株は普通株式、4,445,000 株は A 種後配株式とする。ただし、A 種後配株式につき消却若しくは普通株式への転換が行われた場合には、それぞれこれに相当する株式数を減ずる。
第６条（１単元の株式の数） 当会社の普通株式及び A 種後配株式の 1 単元の株式の数は、500 株とする。	第７条（単元株式数） 当会社の普通株式および A 種後配株式の 1 単元の株式の数は、500 株とする。
第７条（単元未満株券の不発行） 当会社は、１単元に満たない株式数を表示した株券を発行しない。	（削除）
（新設）	第８条（株券の発行） 当会社は、株式に係る株券を発行する。 ２.前項の規定にかかわらず、当会社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。
第８条（株式取扱規程） 当会社の発行する株券の種類ならびに株式の名義書換、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取請求の取扱、その他株式に関する手続及び手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。	第９条（株式取扱規程） 当会社の株式に関する取扱いおよび株主の権利行使に際しての手続等、ならびに手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。
第９条（名義書換代理人） 当会社は、株式につき名義書換代理人を置く。 ２．名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 ３．当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ）ならびに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取請求の取扱、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当会社	第 10 条（株主名簿管理人） 当会社は、株主名簿管理人を置く。 ２．株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 ３．当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ）ならびに株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取、その他の株式ならびに

においては、これを取扱わない。	新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては、これを取扱わない。
（新設）	第 11 条（単元未満株式の権利制限） 当会社の単元未満株主は次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 （１）会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利 （２）剰余金の配当を受ける権利 （３）取得請求権付株式の取得を請求する権利 （４）株主の有する株式数に応じて募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
第 10 条（基準日） 当会社は、毎年１２月３１日最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ）をもって、その決算期に関する定時株主総会において、権利を行使すべき株主とみなす。 ２．前項のほか必要あるときは、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。	第 12 条（基準日） 当会社は、毎年３月３１日最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、権利を行使することができる株主とする。 ２．前項にかかわらず、必要ある場合は、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。
第２章の２　Ａ種後配株式	第２章の２　Ａ種後配株式
第 10 条の２（配当金） A 種後配株式を有する株主(以下「A 種後配株主」という。)及び A 種後配株式の登録質権者(以下「A 種登録質権者」という。)に対しては、利益配当及び中間配当は行わない。	第 12 条の２（剰余金の配当） A 種後配株式を有する株主(以下「A 種後配株主」という。)及び A 種後配株式の登録株式質権者(以下「A 種登録質権者」という。)に対しては、期末配当及び中間配当は行わない。
第 10 条の３（残余財産分配） A 種後配株主及び A 種登録質権者に対しては、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)及び普通株式の登録質権者(以下「普通登録質権者」という。)に対する残余財産の分配が 1 株につき 50 円未満の場合は、残余財産の分配を行わない。普通株主及び普通登録質権者に対する残余財産の分配が 1 株につき 50 円以上の場合は、普通株主及び普通登録質権者に対して A 種後配株主及び A 種登録質権者に先立ち 1 株につき 50 円を分配し、その余の残余財産について、普通株主及び普通登録質権者並びに A 種後配株主及び A 種登録質権者に対し、同順位かつ平等の割合にて分配を行う。	第 12 条の３（残余財産分配） （現行どおり）
第 10 条の４（買入消却） 当会社は、いつでも、配当可能利益をもって A 種後配株式の全部若しくは一部を買	第 12 条の４（取得条項） 当会社は、当会社の取締役会で定める日を

受け又はこれを消却することができる。	もって、会社法第 461 条に定める限度額の範囲において、以下第 12 条の７第(2)号に定める取得価額に相当する金銭と引き換えに、A 種後配株式の全部若しくは一部を取得することができる。なお、一部取得の場合の当該取得する株式の一部の決定方法は、取得する A 種後配株式または取得の対象とする A 種後配株主を当社の取締役会が適宜選択して決定する方法による。
第 10 条の５（株主総会における議決権） A 種後配株主は、株主総会において議決権を有する。	第 12 条の５（株主総会における議決権行使） （現行どおり）
第 10 条の６（株式の併合又は分割、新株引受権等の付与） 当会社は、株式の併合又は分割を行うときは、普通株式及び A 種後配株式ごとに、同時に同一割合でこれを行う。当会社は、株主に新株の引受権、新株予約権の引受権又は新株予約権付社債の引受権を与えるときは、各々の場合に応じて、普通株主には普通株式の、A 種後配株主には A 種後配株式の、新株の引受権、新株予約権の引受権又は新株予約権付社債の引受権を同時に同一割合で与える。	第 12 条の６（株式の併合又は分割、新株引受権等の付与） （現行どおり）
第 10 条の７（普通株式への転換予約権） (1) 転換請求期間 2005 年 11 月 25 日から 2014 年 11 月 24 日までとする。 (2) 転換の条件 A 種後配株式は、1 株につき下記(ｲ)乃至(ﾊ)に定める転換価額により、当会社の普通株式に転換することができる。 (ｲ) 当初転換価額 450 円 (ﾛ) 転換価額の修正 転換価額は、A 種後配株主が当会社に対し A 種後配株式の転換を請求した日及び 2014 年 11 月 25 日（以下「修正日」という。）において、修正日における「時価」が、当該修正日において有効な転換価額を下回る場合は、当該時価に修正される（以下「修正後転換価額」という。）。但し、修正後転換価額が当初転換価額の 50%に相当する金額（円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を切上げる。以下「下限転換価額」という。但	第 12 条の７（普通株式の取得請求権） (1)取得請求期間 （現行どおり） (2)取得の条件 A 種後配株式の株主は、1 株につき下記(ｲ)乃至(ﾊ)に定める取得価額により算出される数の、当会社の普通株式を取得することができる。 (ｲ) 当初取得価額 450 円 (ﾛ) 取得価額の修正 取得価額は、A 種後配株主が当会社に対し A 種後配株式の取得を請求した日及び 2014 年 11 月 25 日（以下「修正日」という。）において、修正日における「時価」が、当該修正日において有効な取得価額を下回る場合は、当該時価に修正される（以下「修正後取得価額」という。）。但し、修正後取得価額が当初取得価額の 50%に相当する金額（円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を切上げる。以下「下限取得価額」という。但

し、下記(ハ)により調整される。）を下回る場合には下限転換価額をもって修正後転換価額とする。上記「時価」とは、当該修正日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を切上げる。）とする。なお、転換価額の修正は、A 種後配株式の転換が請求されるごとに行われ、当該修正後転換価額は、当該修正日に転換請求がなされていない A 種後配株式についても適用されるものとする。

(ハ) 転換価額の調整

①普通株式に関して株式の分割又は調整前転換価額を下回る発行価額による普通株式の発行又は処分（新株予約権の行使による普通株式の発行又は処分を除く。）が行われた場合、転換価額は次の算式（以下「転換価額調整式」という。）により調整するものとする。なお、当会社が自己株式を保有している場合には、転換価額調整式において、保有する自己株式数は既発行普通株式数から、保有する自己株式数に対して発行される新株の数は新発行・処分普通株式数から、それぞれ控除するものとする。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \dfrac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株あたりの発行・処分価額}}{\text{1株あたりの調整前転換価額}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

②当会社は、上記①に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会が適当と判断する転換価額の調整を行うものとする。

(i) 普通株式の併合、資本の減少、新設分割、吸収分割、株式交換、株式移転又は合併のために転換価額の調整を必要とするとき。

(ii) その他当会社普通株式数の変更又は変更の可能性

し、下記(ハ)により調整される。）を下回る場合には下限取得価額をもって修正後取得価額とする。上記「時価」とは、当該修正日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を切上げる。）とする。なお、取得価額の修正は、A 種後配株式の取得が請求されるごとに行われ、当該修正後取得価額は、当該修正日に取得請求がなされていない A 種後配株式についても適用されるものとする。

(ハ) 取得価額の調整

①普通株式に関して株式の分割又は調整前取得価額を下回る発行価額による普通株式の発行又は処分（新株予約権の行使による普通株式の発行又は処分を除く。）が行われた場合、取得価額は次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整するものとする。なお、当会社が自己株式を保有している場合には、取得価額調整式において、保有する自己株式数は既発行普通株式数から、保有する自己株式数に対して発行される新株の数は新発行・処分普通株式数から、それぞれ控除するものとする。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \dfrac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株あたりの発行・処分価額}}{\text{1株あたりの調整前取得価額}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

②当会社は、上記①に定める取得価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会が適当と判断する取得価額の調整を行うものとする。

(i) 普通株式の併合、資本の減少、新設分割、吸収分割、株式交換、株式移転又は合併のために取得価額の調整を必要とするとき。

(ii) その他当会社普通株式数の変更又は変更の可能性

が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。 (iii)転換価額を調整すべき事由が２つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後転換価額の算出にあたり使用すべき調整前転換価額につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。 ③転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が 1 円未満にとどまる限りは、転換価額の調整は行わない。但し、この差額相当額は、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生した場合に算出される調整後転換価額にその都度算入する。 ④ (i)転換価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を切上げる。 (ii)転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、又は株主割当日がない場合は調整後転換価額を適用する日の１ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する普通株式数を控除した数とする。 (ニ) 転換により発行すべき普通株式数 A 種後配株式の転換により発行すべき当会社の普通株式数は、次の通りとする。 普通株式数＝ A 種後配株主が転換請求のために提出した A 種後配株式の発行価額の総額 ／ 転換価額 但し、A 種後配株主が転換請求のために提出した A 種後配株式の発行価額の総額は、A 種後配株式	が生じる事由の発生により取得価額の調整を必要とするとき。 (iii)取得価額を調整すべき事由が２つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後取得価額の算出にあたり使用すべき調整前取得価額につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。 ③取得価額調整式により算出された調整後取得価額と調整前取得価額との差額が 1 円未満にとどまる限りは、取得価額の調整は行わない。但し、この差額相当額は、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生した場合に算出される調整後取得価額にその都度算入する。 ④ (i) 取得価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第１位を切上げる。 (ii)取得価額調整式に使用する調整前取得価額は、調整後取得価額を適用する前日において有効な取得価額とし、また、取得価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、又は株主割当日がない場合は調整後取得価額を適用する日の１ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する普通株式数を控除した数とする。 (ニ) 取得により発行すべき普通株式数 A 種後配株式の取得により発行すべき当会社の普通株式数は、次の通りとする。 普通株式数＝ A 種後配株主が取得請求のために提出した A 種後配株式の発行価額の総額 ／ 取得価額 但し、A 種後配株主が取得請求のために提出した A 種後配株式の発行価額の総額は、A 種後配株式

につき、株式分割、株式併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。転換により発行すべき普通株式数の算出にあたって、1 株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。	につき、株式分割、株式併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。取得により発行すべき普通株式数の算出にあたって、1 株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。
第 10 条の８（普通株式への一斉転換） 転換請求期間中に転換請求のなかった A 種後配株式 1 株は、2014 年 11 月 25 日をもって、A 種後配株式 1 株当たりの払込金相当額を、2014 年 11 月 25 日における転換価額で除して得られる数の普通株式となる。	第 12 条の８（普通株式の一斉取得） 取得請求期間中に取得請求のなかった A 種後配株式は、2014 年 11 月 25 日をもって、当会社が取得する。その場合、当会社は、A 種後配株式 1 株の取得と引換えに、A 種後配株式 1 株当たりの払込金相当額を、2014 年 11 月 25 日における取得価額で除して得られる数の普通株式を交付する。
２. 前項の普通株式数の算出にあたって１株に満たない端数が生じたときは、商法第 220 条に定める方法によりこれを取扱う。	２. 前項の普通株式数の算出にあたって１株に満たない端数が生じたときは、会社法第 234 条に定める方法によりこれを取扱う。
第 10 条の９（期中転換又は一斉転換があった場合の取扱い） A 種後配株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金又は中間配当金は、転換の請求又は一斉転換が１月１日から６月３０日までになされたときには１月１日に、７月１日から１２月３１日までになされたときは７月１日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。	第 12 条の９（期中取得請求があった場合の取扱い） A 種後配株式の取得により発行された普通株式に対する最初の期末配当金又は中間配当金は、取得の請求が４月１日から９月３０日までになされたときには４月１日に、１０月１日から翌年３月３１日までになされたときは１０月１日に、それぞれ取得があったものとみなしてこれを支払う。
第３章　株主総会	第３章　株主総会
第 11 条（招集の時期） 当会社の定時株主総会は、毎年３月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある場合、随時招集する。	第 13 条（招集の時期） 当会社の定時株主総会は、毎年６月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある場合、随時招集する。
第 12 条（招集者及び議長） 当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。	第 14 条（招集権者および議長） 当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長が招集する。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集する。
(新設)	２. 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が議長となる。
(新設)	第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
第 13 条（決議要件）	第 16 条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってする。 ２．商法第 343 条に定める特別決議は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもってする。 第 14 条（議決権の代理行使） 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。但し、株主又は代理人は株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。 （新設） 第 15 条（議事録） 株主総会の議事の経過の要領及びその結果は、これを議事録に記載又は記録し、議長ならびに出席した取締役が記名捺印又は電子署名する。 第 15 条の２（種類株主総会） 第１２条（招集者及び議長）、第１４条（議決権の代理行使）及び第１５条（議事録）の規定は、種類株主総会にこれを準用する。 第４章　取締役及び取締役会 第 16 条（員数） 当会社に取締役１５名以内をおく。 第 17 条（選任） 取締役は、株主総会において選任する。 ２．取締役の選任決議は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。 ３．取締役の選任については、累積投票によらないものとする。 第 18 条（任期） 取締役の任期は、就任後１年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 ２．補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。 第 19 条（代表取締役及び役付取締役） 取締役会の決議により、当会社を代表すべき取締役若干名を定める。 ２．取締役会の決議により、取締役社長１名を	株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 ２．会社法第 309 条第２項の定めによるべき決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。 第 17 条（議決権の代理行使） 株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。 ２．前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会毎に当会社に提出しなければならない。 第 18 条（議事録） 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。 第 18 条の２（種類株主総会） 第１４条（招集権者および議長）、第１７条（議決権の代理行使）および第１８条（議事録）の規定は、種類株主総会にこれを準用する。 第４章　取締役および取締役会 第 19 条（取締役の員数） 当会社の取締役は１５名以内とする。 第 20 条（取締役の選任） 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 ２．取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ３．取締役の選任決議は、累積投票によらない。 第 21 条（取締役の任期） 取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。 ２．増員により、また補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了するときまでとする。 第 22 条（代表取締役および役付取締役） 当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。 ２．取締役会は、その決議によって、取締役社長

定め、取締役会長１名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。	１名を選定し、また、必要に応じ取締役会長１名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。
第 20 条（取締役会） 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。	第 23 条（取締役会の招集権者および議長） 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。
２．取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の３日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。	（削除）
３．取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。	（削除）
（新設）	第 24 条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
（新設）	第 25 条（取締役会の決議方法） 取締役会の決議方法は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行う。
（新設）	第 26 条（取締役会の決議の省略） 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。
（新設）	第 27 条（取締役会規程） 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。
（新設）	第 28 条（取締役会の議事録） 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。
第 21 条（報酬） 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。	第 29 条（取締役の報酬等） 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。
第 22 条（取締役の責任免除） 当会社は、商法第 266 条第 12 項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第１項第５号の行為に関する取締役（取締役であった者も含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。	第 30 条（取締役の責任免除） 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得

2．当会社は、商法第 266 条第 19 項の規定により、社外取締役との間に、同条第 1 項第 5 号の行為による賠償責任に関する契約を締結することができる。 但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。	た額を限度として免除することができる。 2．当会社は、社外取締役との間に、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。
第５章　監査役及び監査役会	第５章　監査役および監査役会
第 23 条（員数） 当会社に監査役４名以内をおく。	第 31 条（監査役の員数） 当会社の監査役は４名以内とする。
第 24 条（選任） 監査役は、株主総会において選任する。 2．監査役の選任決議は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。	第 32 条（監査役の選任） 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2．監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
第 25 条（任期） 監査役の任期は、就任後４年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 2．補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。	第 33 条（監査役の任期） 監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。 2．任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。
第 26 条（常勤監査役） 監査役は、その互選により常勤監査役若干名を定める。	第 34 条（常勤の監査役） 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。
第 27 条（監査役会） 監査役会招集の通知は、各監査役に対し会日の３日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。 2．監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。	第 35 条（監査役会の招集通知） 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
（新設）	（削除）
（新設）	第 36 条（監査役会の決議の方法） 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。
（新設）	第 37 条（監査役会の議事録） 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。
（新設）	第 38 条（監査役会規程） 監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。
第 28 条（報酬） 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。	第 39 条（監査役の報酬等） 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第29条（監査役の責任免除） 当会社は、商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者も含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。	第40条（監査役の責任免除） 当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 ２．当会社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。
(新設)	第６章　会計監査人
(新設)	第41条（会計監査人の選任） 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。
(新設)	第42条（会計監査人の任期） 会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。 ２．会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。
(新設)	第43条（会計監査人の報酬等） 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。
第６章　計算	第７章　計算
第30条（営業年度） 当会社の営業年度は、毎年１月１日から１２月３１日までとし、毎営業年度末に決算を行う。	第44条（事業年度） 当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。
第31条（利益配当金） 利益配当金は、毎年１２月３１日最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対してこれを行う。	第45条（期末配当金） 当会社は、株主総会の決議によって、毎年３月３１日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。
第32条（中間配当） 取締役会の決議により、毎年６月３０日最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、商法第２９３条ノ５の規定による金銭の分配（中間配当という）を行うことができる。	第46条（中間配当金） 当会社は、取締役会の決議によって、毎年９月３０日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第４５４条第５項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。
第33条（配当金の除斥期間等） 利益配当金および中間配当金が支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。 ２．前項の未払い配当金には利息を付けない。	第47条（配当金の除斥期間等） 期末配当金および中間配当金が支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。 ２．未払いの期末配当金および中間配当金に対

	しては利息を付けない。
附則	附則
第３条 本定款に従って発行済み A 種後配株式のすべてにつき普通株式への転換が生じた場合、A 種後配株式に関するすべての条文及び引用条文は自動的に削除される。	第３条 本定款に従って発行済み A 種後配株式のすべてにつき普通株式への転換が生じた場合、A 種後配株式に関するすべての条文は、これを削除するものとする。
（新設）	第４条 第 44 条の規定にかかわらず、現に進行中の第 35 期事業年度は平成 18 年１月１日から平成 18 年 12 月 31 日までの 12 ヶ月間とし、第 36 期事業年度は平成 19 年 1 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの 3 ヶ月間とし、続く第 37 期事業年度より第 44 条を適用する。 なお、本条は期日経過後これを削除するものとする。
（新設）	第５条 第 12 条、第 12 条の９、第 13 条、第 45 条および第 46 条の規定は、第 37 期事業年度より適用する。 なお、本条は期日経過後これを削除するものとする。
（新設）	第６条 第１条の変更は、平成 19 年 2 月１日から実施する。 なお、本条は期日経過後これを削除するものとする。